

### お支払いする保険金

保険金の種類	お支払いする保険金の内容
① 死亡保険金	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
② 後遺障害保険金	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失われたり、その機能に重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。
③ 入院保険金	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため入院(入院に準じた状態を含みます。)された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院日数1日につき入院保険金日額をお支払いします。
④ 手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、事故発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けられたとき、入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍または40倍)を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。
⑤ 通院保険金	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため医師の治療を受けられた場合、平常の生活または業務ができる程度に治つた日までの通院(往診を含みます。)に対し、90日を限度として通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。 <b>ご注意</b> 次のような通院は、平常の生活または業務に支障がある通院ではないため、すべて通院保険金のお支払いの対象となりません。 ○回復程度を確認するための通院 ○薬剤や診断書の入手、検査その他医師によるケガの治療行為を伴わない通院 ○ケガが治つた後または医師によるケガの治療行為が終了した後の消毒や包帯の取替えなど、簡易な処置だけの通院
ケガの補償	(注1) 上記①から⑤までの保険金は、健康保険、労災保険、生命保険、加害者からの賠償金などに関係なくお支払いします。
	(注2) 上記①死亡保険金は死亡保険金受取人(死亡保険金受取人を定めなかったときは被保険者の法定相続人)に、その他の保険金は被保険者にお支払いします。
	(注3) ケガをされた時に、既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後による原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。 (例) 骨粗しょう症の影響によりケガの程度が重大となったとき など
●熱中症の補償について	事故発生時において満23歳未満の被保険者については、日射または熱射によって身体に障害が生じた場合にも、上記①から⑤までの保険金をお支払いします。
●特定感染症を補償するタイプをご選択の場合 <b>オプション</b>	次の感染症を発症された場合にも、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金をお支払いします。ただし、後遺障害は発症された日からその日を含めて180日以内に生じた後遺障害が、入院は発症された日からその日を含めて180日以内の入院がお支払いの対象となります。通院は発症された日からその日を含めて180日以内の通院がお支払いの対象となり、通院日数90日が限度となります。また、発症された日からその日を含めて180日以内に亡くなられたときは、300万円を限度として葬祭費用の実額を葬祭費用保険金としてお支払いします。 <b>ご注意</b> ご契約期間の初日から10日以内に感染症を発症された場合には、保険金をお支払いできません。(新規契約の場合)
<b>〈対象となる感染症〉</b>	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する「一類感染症」、「二類感染症」および「三類感染症」 例) 結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)、SARS、天然痘、急性灰白髄炎(ポリオ)、細菌性赤痢など (2010年5月現在)
●天災危険の補償ありのタイプをご選択の場合 <b>オプション</b>	地震、噴火、津波によるケガについても、上記①から⑤までの保険金をお支払いします。
日常生活賠償責任保険金	日常生活の偶然な事故や自宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担された場合、1事故につき日常生活賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします(事故時の自己負担はありません。)。また、日本興亜損保の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用、弁済交渉に要した費用などもお支払いします。(賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。)
賠償責任の補償	

### 保険金をお支払いできない主な場合

#### (1)ケガの補償

- 故意または重大な過失によるケガ
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
- 無資格運転、酒酔い運転をしている間のケガ
- 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ
- 地震、噴火、津波によるケガ(オプション補償の天災危険の補償ありのタイプをご選択いただいた場合は、特定感染症の補償を除きお支払いします。)
- 戦争、外国の武力行使、暴動などによるケガ
- むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 危険なスポーツ(ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダーなど)を行っている間のケガ
- 自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技(競技場における競技に準じる行為を含みます。)、競争、興行または試運転をしている間のケガ
- レーサー、競輪選手など危険な職業に従事している間のケガ(これらの職業に就かれている方が被保険者ご本人となる場合は、ご契約いただけません。)
- 事故発生時において満23歳以上の被保険者の日射、熱射による身体の障害 など

#### (2)賠償責任の補償

- 故意による事故
- 地震、噴火、津波による事故(オプション補償の天災危険の補償ありのタイプをご選択いただいた場合でもお支払いできません。)
- 戦争、外国の武力行使、暴動などによる事故
- 職務遂行に直接起因する事故
- 同居のご親族に対する損害賠償責任
- 他人から預かたり借りたりしている物の損壊についての損害賠償責任
- 自動車(ただし、原動機付身体障害者用車いす・歩行補助車やゴルフ場敷地内でのゴルフカートによる事故はお支払いします。)、原動機付自転車、航空機、船舶、銃器による事故 など

### その他のご注意事項

#### 〈代理店の役割について〉

取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。

#### 〈ご契約にあたっての注意事項〉

- ご契約者と被保険者が異なる場合、このホームページなどに記載された内容を必ず被保険者の方にもお読みいただくようお願いいたします。
- ご契約時に保険料をお払い込みいただいた際は、初回保険料を口座振替される場合を除き、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付しておりますのでご確認ください。
- ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保までお問い合わせください。

#### 〈保険金の代理請求人制度について〉

被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者や、配偶者がいないときは3親等以内のご親族の方が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

### 事故が発生した場合のお手続き

- ただちにご連絡ください。  
万が一事故が発生した場合は、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡いただけませんと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

・取扱代理店 ・最寄りの日本興亜損保  
【日本興亜損保の受付時間: 平日の9:00~17:00(土日、祝日、12/31~1/3を除きます。)]

\*ご連絡先は、ご契約後に郵送する保険証券・保険契約継続証に記載しています。

- 必ず事前にご相談ください。  
賠償事故にかかわる示談交渉は必ず日本興亜損保とご相談いただきながらおすすめてください。あらかじめ日本興亜損保と相談されずに示談交渉や賠償金を支払われた場合には、その全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 保険金請求手続きについて  
事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続き(保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など)に関してご案内いたします。
- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

- ★「安心BOX」は、傷害総合保険のペットネームです。
- ★このホームページは、傷害総合保険の概要を説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
- ★ご契約に際しては、契約申込書付属の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずお読みください。またご契約内容がご希望に沿っていること、「保険料算出にかかわる事項が正しいこと」をご確認させていただきますので、ご協力くださるようお願いいたします。
- ★ご契約手続きその他ご不明な点については、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。